

保育認定子ども保育料徴収基準表

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分		保育料等及び利用者負担額(月額)				
		保育標準時間		保育短時間		
		要保護者等世帯	その他の世帯	要保護者等世帯	その他の世帯	
1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0		円 0	
2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
3階層	市町村民税のうち均等割に限って課税されている世帯	3,000	6,000	2,900	5,800	
4階層	市町村民税の課税世帯で、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	37,000円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円未満)	3,650	7,300	3,550	7,100
5階層		37,000円以上48,600円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円以上64,800円未満)	4,300	8,600	4,200	8,400
6階層		48,600円以上53,000円未満 (指定都市からの転入者の場合64,800円以上70,660円未満)	5,000	10,000	4,900	9,800
7階層		53,000円以上64,000円未満 (指定都市からの転入者の場合70,660円以上85,330円未満)	6,150	12,300	6,000	12,000
8階層		64,000円以上75,000円未満 (指定都市からの転入者の場合85,330円以上100,000円未満)	7,400	14,800	7,250	14,500
9階層		75,000円以上77,101円未満 (指定都市からの転入者の場合100,000円以上102,801円未満)	9,000	19,700	9,000	19,300
10階層		77,101円以上86,000円未満 (指定都市からの転入者の場合102,801円以上114,660円未満)		19,700		19,300
11階層		86,000円以上97,000円未満 (指定都市からの転入者の場合114,660円以上129,330円未満)		25,000		24,500
12階層		97,000円以上115,000円未満 (指定都市からの転入者の場合129,330円以上153,330円未満)		30,500		29,900
13階層	115,000円以上129,000円未満 (指定都市からの転入者の場合153,330円以上172,000円未満)		36,000		35,300	
14階層	129,000円以上142,000円未満 (指定都市からの転入者の場合172,000円以上189,330円未満)		41,700		40,900	
15階層	142,000円以上156,000円未満 (指定都市からの転入者の場合189,330円以上208,000円未満)		43,100		42,300	
16階層	156,000円以上169,000円未満 (指定都市からの転入者の場合208,000円以上225,330円未満)		44,500		43,700	
17階層	169,000円以上188,000円未満 (指定都市からの転入者の場合225,330円以上250,660円未満)		51,800		50,900	
18階層	188,000円以上203,000円未満 (指定都市からの転入者の場合250,660円以上270,660円未満)		52,600		51,700	
19階層	203,000円以上218,000円未満 (指定都市からの転入者の場合270,660円以上290,660円未満)		53,100		52,100	
20階層	218,000円以上234,000円未満 (指定都市からの転入者の場合290,660円以上312,000円未満)		53,600		52,600	
21階層	234,000円以上254,000円未満 (指定都市からの転入者の場合312,000円以上338,660円未満)		54,100		53,100	
22階層	254,000円以上279,000円未満 (指定都市からの転入者の場合338,660円以上372,000円未満)		54,400		53,400	
23階層	279,000円以上285,000円未満 (指定都市からの転入者の場合372,000円以上380,000円未満)		54,600		53,600	
24階層	285,000円以上 (指定都市からの転入者の場合380,000円以上)		54,800		53,800	

備考

- 1 10階層から24階層までの要保護者等世帯及び3階層から24階層までのその他の世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の保育料等の額及び利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 政令第13条第1項第1号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 政令第13条第1項第2号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→0円
- 2 特定被監護者等が2人以上いる場合におけるその他の世帯の教育・保育給付認定保護者に係る保育料等の額及び利用者負担額は、保育料等の額及び利用者負担額の算定に当たっての所得割の額が57,700円未満であるときは、この表及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 政令第14条第1項第1号イ又はロに該当する満3歳未満保育認定子ども
→この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 政令第14条第1項第2号イからハマまでに該当する満3歳未満保育認定子ども
→0円
- 3 要保護者等世帯の特定教育・保育給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは0円とする。
- 4 満3歳未満保育認定子どもに当該満3歳未満保育認定子どもと生計を一にする兄又は姉が2人以上いる場合については、この表及び前3項の規定にかかわらず、当該満3歳未満保育認定子どもに係る保育料等の額及び利用者負担額は、0円とする。
- 5 教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者の世帯に属する者の市町村民税の所得割額を算定する場合において、施行規則第21条の2の規定の適用を受けるときは、教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者の世帯に属する者からの申出に基づき、同項の規定により算定した額を控除するものとする。